

第 1 4 回 所 沢 市 景 観 審 議 会

会 議 録

令 和 6 年 2 月 6 日

会 議 録

会 議 の 名 称	第14回所沢市景観審議会
開 催 日 時	令和6年2月6日（火） 午前10時00分から午前12時00分
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室
出 席 者 の 氏 名	（会議録別表1）のとおり
欠 席 者 の 氏 名	（会議録別表1）のとおり
説明者の職・氏名	
議 事	（1）第13回景観審議会の振り返り （2）既存3ゾーンの色彩基準の見直し（案）について （3）産業系大規模建築物の色彩基準及び配慮事項（案）について
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第14回所沢市景観審議会 次第 ・ 第14回所沢市景観審議会（パワーポイント資料） ・ 第14回所沢市景観審議会補足資料（別紙1～3） ・ 意見用紙
担 当 部 課 名	<p>（街づくり計画部） 埜澤街づくり計画部長、高野街づくり計画部次長、 塩崎街づくり計画部街づくり計画担当参事 （都市計画課） 増子課長、会沢主幹、大河原主査、 長谷川主任、豊田主任、北田主任、池田技師 （事務局）街づくり計画部 都市計画課 電話 04-2998-9192</p>

(会議録別表1)

(敬称略)

所沢市景観審議会委員名簿 会長 藤村 龍至 副会長 杉山 朗子

区 分	区 分 内 訳	委 員 名	出 欠
知 識 経 験 を 有する者(5人)	所沢市景観条例及び所沢市景観計画 アドバイザー	(色彩) すぎやま あきこ 杉山 朗子	出
		(建築) ふじむら りゅうじ 藤村 龍至	出
		(法律) よしざわ しゅんいち 吉澤 俊一	出
		(建築・都市計画) むねまさ ゆうき 宗政 由桐	欠
		(照明デザイン) ちかだ れいこ 近田 玲子	出
関 係 団 体 の 代表者(4人)	所沢市観光協会(事務局長)	ひさだ ただし 久田 雅	出
	荒幡富士保存会(代表者)	うちの みつお 内野 光男	出
	所沢市景観市民活動クラブ(代表者)	おかべ のりこ 岡部 のり子	出
	所沢商店街連合会(副会長)	たばた だいすけ 田畑 大介	出
公 募 に よ る 市 民 (3人)	市 民	なかむら まさひろ 中村 正博	出
	市 民	あらい たかし 新井 隆	出
	市 民	こやま 小山 てるみ	出

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 埜澤街づくり計画部長挨拶 ■ 配布資料等の確認 ■ 審議会成立の報告（欠席委員の報告） ■ 会議の公開・非公開の決定（公開に決定） ■ 傍聴者の有無確認（傍聴者は無）
藤村会長	<p>それでは、ただ今より本題の議事に入りますが、事務局より議事進行の流れの説明からお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご審議いただく流れをご説明致します。</p> <p>議事は次第のとおり3点ございますが、今回は諮問案件ではなく、意見交換となりますので、各委員の皆様からのご意見を賜りたいと考えております。</p> <p>議事（1）の報告をさせていただいた後に、議事（2）、議事（3）につきまして、議事毎に質疑応答、意見交換の時間を設ける流れとなりますが、議事（2）の意見交換後に10分間の休憩をはさみ、その後議事（3）についてご説明させていただきます。審議会は正午までの2時間を予定しております。</p> <p>なお、今回は令和7年度に景観計画の改定を予定している部分についての最初の提案となります。今回の審議会での皆様からのご意見や現在土地区画整理事業が進行している三ヶ島工業団地周辺地区の関係者の方々からのご意見を賜り、改めて令和6年度の最初の審議会にて案をご提案させていただきます。</p> <p>そのため、今回の審議会でのご意見を記入いただける用紙を準備しております。回収させていただきましたご意見は、議事録とともに整理し審議会におけるご意見としてお取り扱いさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひ致します。</p>
藤村会長	<p>ただ今説明がありましたとおり、議事（2）、議事（3）につきましては、議事毎に質疑・意見交換をすることでしたので、委員の皆様、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議事（1）の報告と議事（2）の説明をお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 議事（1）第13回景観審議会の振り返り ■ 議事（2）既存3ゾーンの色彩基準の見直し（案）について <p>—担当説明—</p>

藤村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>議事（２）では、既存３ゾーンの色彩基準の見直しについて、事務局より見直すべきポイントとして２点のご説明がありました。</p> <p>１点目は、白から黒のモノトーンである無彩色の明度の上限を見直すとのことで、みどりとの調和の観点から、無彩色の項目を独立させ、既存３ゾーン全てに無彩色の上限を設定した上で、現行より厳しい基準の提案がなされました。これは、無彩色は自然の色ではなく人工的な色であることから、明度が高すぎるとみどりとのコントラストが強くなり、みどりの景観から突出することから見直しを図ったとのことでした。資料１６ページの下のスライドをご覧くださいと、明度９．５、９．０、８．５の市内の事例が載っており、サンプルもご用意頂きました。ご覧のとおり、９．５は眩しく見えますし、８．５になると大分落ち着いてきますが、壁面が大きい場合ですと、影響を強く受けることとなります。</p> <p>２点目は、黄系の彩度の上限を見直すとのことで、住居系市街地景観ゾーンの落ち着いた景観から浮かび上がるため、現行より厳しい基準の提案がなされました。これは、住居系市街地景観ゾーンの穏やかで落ち着いた色合いで構成されている景観の維持と、豊かなみどりとの調和を重視することから見直しを図ったとのことでした。資料１３ページの下のスライドに彩度が６、５、４の事例がありますが、住居系のロードサイドに立ちますと確かに彩度の高い黄色系の色は見られますので、こういったことから彩度を少し下げた方が良いのではないかとのことでした。</p> <p>明度、彩度に関しては、資料１０ページの上のスライドに市内の分布が出ていますが、基準を彩度６から５に厳しくすると言われても、私の感覚としてはまだ高い印象はあります。ただ、今回はあくまで全体の基準としてどこを上限とするかということになります。</p> <p>今、所沢駅前で大規模商業施設の開発をしていますが、大きな面で高明度の無彩色を使用しています。西武球場前駅に行きますと、みどりの中に練習場と、最近ではクリニックもできて、無彩色系の高い明度の壁面となっておりまして、依然として大きな壁面で無彩色系が多いと思いました。そのような点や本日のポイント、市の方針等に対して、杉山先生から何かコメントをいただけますでしょうか。</p>
杉山副会長	<p>一般論として、元々白い壁は白壁として蔵等にも使われてきましたが、隅田川では昔から太陽が当たると眩しくて困ると言われ、文章としても残っています。そのように光が当たると眩しすぎて迷惑であるということは、古くから言われてきたことです。また、レインボーブリッジの色彩計画においては、N 9．５やN 9．０といった無彩色は、真っ白で眩しさを感じることから、人への危険や迷惑となる可能性のある色として捉えた経緯があり、無彩色の数値には気を付けた方がよいと考えています。</p> <p>それに対して黒は、現在夜に見にくい黒色の自動車がありますが、夜走</p>

	<p>るとなると危険であると言われていました。バスでも街なかを走るときにダークブラウン等のダーク系の色はかっこいいという話もありましたが、郊外で明かりが少ないところを走るとバスが見えず、急に視界に入ってくる怖さがあり、歩行者への危険があります。明度は人の安全、危険に係わってきてしまうものです。所沢市はみどりを中心に考えていますが、背景には安全な色彩、皆に気持ちのよい色彩があると思っています。</p> <p>住居系のところは確かに高い彩度の建物が点々とありました。きれいな住宅地ですが、とても鮮やかな建物が時々見られて目立つことから、彩度という点もお考えになるとよいと思います。</p> <p>少し訂正を入れますと、モノトーンのモノはフランス語で1つを意味し、モノトーンは単色を表すため、無彩色のみではあまり使用しないでもらいたいと思います。また、資料では彩度のことを色の濃さとしています。色味の強さという表現の方がマンセル表色系の資料としては一般的なので、その点をご留意いただくとありがたいです。</p> <p>それから、高層建築物になり、明度が非常に高い外壁となると日によっては光り輝いてしまいます。今日ぐらいの少し暗めの太陽が出ていないときであっても白だけ際立っていることがわかるので、本日、周辺のビル等を見ていただくとよいと思います。今回の審議会は意見交換の場となっており、決定まではまだ時間がありますので、皆さんも街を歩いているとき、電車やバスに乗っているとき等に少し気にして見ていただくと、決定の時にはご自分で納得できるようになるのではないかと思います。</p>
藤村会長	<p>コメントありがとうございます。それでは皆様ご意見、ご質問等ありますでしょうか。</p>
田畑委員	<p>少しお聞きしたいのですが、例えば蔵をイメージして今後建築するとき、蔵の白さは認められないのか、それから土壁は自然な色ではないかと思いますがその扱いについて、基準がどのように定められているかわからないため教えてください。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。土壁等、材料そのものの色の場合は、色彩基準のマンセル表色系は適用しないものとなります。レンガも同様にレンガを焼いただけの色である場合には基準は適用しないこととなります。</p>
杉山副会長	<p>土壁の色は一般社団法人日本塗料工業会の色見本帳でお見せしますと、彩度4ぐらいです。</p> <p>自然の素材を人工的に作ると彩度が大体2上がります。レンガも本当のレンガはそれほど彩度が高くありませんが、ツヤが加わると彩度が上がります。それから、赤レンガは赤と付いていますが、赤ではなく元々はY Rというオレンジ系で、そのようにワードに引きずられることもあります。</p>

	<p>それから、新しい人工の素材は大体彩度が大きくなるため、土の色で彩度が高いものは日本ではそれほど多くはありません。</p>
田畑委員	<p>資料の写真の色を見ると、彩度6ぐらいかと思いました。</p>
杉山副会長	<p>彩度6も色見本ではこのように非常に鮮やかです。彩度6と4の大きめな色見本を作って、皆で見るとわかりやすくてもいいかもしれません。</p>
藤村会長	<p>土壁のようなイメージにしたいと思ったときは、普通に色彩を選定してしまうと、自然材よりは感覚的に彩度が2程度アップしてしまうため、注意が必要ということですね。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
吉澤委員	<p>景観を考える上で、みどりとの調和等といった美意識が必要になってくるのではないかと思います。先程の先生方からのお話にあったように、美しさや景色とマッチするだけでなく、人の健康に与える影響、例えばその色を見たときに人間がどのような反応をして、どのような精神作用があるのかといった色に対する機能も考える必要があるのではないかと思います。</p> <p>それから今回の議論からは外れてしまいましたが、前回の景観審議会では農地・丘陵地景観ゾーンの見学をさせていただきました。素晴らしい森や林が見られた一方で、資材置き場や作業所があり、最も景観を害しているとの印象を受けました。中には、建築基準法等に違反している可能性もあろうかと思います。景観を考えるのであれば、色彩基準の見直しもさることながら、行政がみどりとの調和等を訴える上で、このような工作物への対応を行政も少しは考えてくれないものだろうかと思いました。そうすればより一層景観が良くなり、正にみどりとの調和が実現するのではないかと感じましたので、行政がどのように考えているかお聞かせください。</p>
藤村会長	<p>吉澤委員から2つ質問がありましたが、2つ目の方は立地そのものの話になりますので、後半の議題の説明後にご回答いただければと思います。この場では1つ目の色彩の機能に関してのみ、事務局からどのように考えているかご回答を頂き、休憩を挟んで議事(3)のご説明、質疑に移っていきたいと思います。それでは、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。貴重なご意見として賜りたいと考えております。色が健康に与える影響や精神作用については、色彩の計画にあたり黒い建物が並んだ場合、夜中に歩くとどのような印象を受けるか等、黒や白の建物が連続したときの影響も考え、検討にあたっているところです。</p>

藤村会長	<p>ありがとうございます。これに関連して基調色、補助色という考え方の説明も少し変えていくとよい部分ではないかと思っています。明るい建物を建てる場合、基調色を真っ白にしてアクセントカラーを入れるというイメージがありますが、明るい建物を作りたいときに、全体は明度を落としながら、あるいは彩度も少し絞りながら、入口だけ無彩色で少し明るくすることで明るい印象にするというやり方もあります。このような機能を活用し、色彩全部を明るくして少しだけアクセントを入れるのではなく、全体の明度を落として一部を白くするという手法もあることは、もっと例示されてもよいのではないかと思います。今後の基準の示し方で、目立つような建物を建てるといっても、全体の明度を上げることが全てではないと誘導していくのも1つであると思います。</p> <p>まだ議論が尽きないところではありますが、もしよろしければ議事（2）の意見用紙にご質問や疑問を記入いただけるようになっていきますので、何かありましたらそちらに記入をお願いします。</p> <p>それでは議事（3）に移る前に一旦10分間の休憩をはさみます。会場の時計で11時10分に再開したいと思いますので、よろしくお願い致します。</p> <p>—休憩—</p>
藤村会長	<p>それでは、お時間となりましたので議事を再開させていただきます。それでは議事（3）産業系大規模建築物の色彩基準及び配慮事項（案）についてご説明をお願い致します。</p> <p>■議事（3）産業系大規模建築物の色彩基準及び配慮事項（案）について</p>
事務局	<p>—担当説明—</p>
藤村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>議事（3）では、産業系大規模建築物の色彩基準及び配慮事項（案）の説明がございました。</p> <p>色彩基準につきましては、色彩調査や現地調査により抽出された課題であります、みどりの景観から突出してしまうこと、また、長大な壁面であることから高明度の無彩色や補助色・強調色が際立つことへ対応した色彩基準案が提案されました。これらのことについては農地・丘陵地景観ゾーンをベースとして補助色及び強調色の整理を行ったという説明でした。</p> <p>次に配慮事項については、3ゾーン共通の案として提案されまして、配慮事項を設定するにあたって周辺の景観からなるべく突出させない、長大な壁面の単調さ・圧迫感の軽減、みどりとの調和を図るという3点の説明がございました。</p>

新井委員	<p>例えば、資料40ページ下のスライドで「みどりのつながりを確保する」とあります。これは、第13回の現地調査で視察した際にもご意見のありました、まとまったみどりの連続性が産業系大規模建築物の敷地設定におけるみどりとの調和を図る上で重要であることから提案と考えられます。この説明内容について、ご質問等がありますでしょうか。</p> <p>屋外広告物について「企業名の表示等、必要最小限の数・大きさにすること」という曖昧な表現となっていますが、例えば、広告を表示する面の面積の何%以下とする等の明確な設定をするという検討はされたのでしょうか。</p> <p>もう1点については、屋外広告物の色彩等に関する制限を設定しなくてもよろしいのでしょうか。</p>
藤村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>屋外広告物のご意見に対していかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>屋外広告物においては、色彩基準の対象としておりません。その中で定量的な制限はせず、使用する色彩をなるべく集約して頂くことや、使用する面積をなるべく小さくして頂くこと等の緩やかな景観誘導を図っていきたいと考えております。</p>
藤村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
吉澤委員	<p>屋外広告物の「必要最小限」という曖昧な表現について、壁面の何%とするといった考えはなかったということですか。</p>
事務局	<p>数値による基準とはせず、緩やかに景観誘導を図るものになります。事業者側で設計において検討して頂き、必要最小限の提示をしていただくものとなります。</p>
吉澤委員	<p>それが「必要最小限」なのかわからないので、規制の対象としづらく、市としても折衝が難しいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>企業のロゴ等の屋外広告物については、埼玉県の屋外広告物条例に基づいて確認を致しますので、景観誘導とは分けております。しかし、大規模建築物においては、大きな企業ロゴ等の屋外広告物が設けられることも想定されるので、そのような屋外広告物に対して周辺の景観と調和するよう配慮して頂きたいと考えております。</p>

吉澤委員	<p>壁面におけるライン等の強調するデザインにおいては、割合や高さ等の配置を制限する基準を設けるが、企業名については必要最小限度ということでしょうか。</p>
事務局	<p>企業ロゴ等の屋外広告物においては、景観計画ではなく埼玉県屋外広告物条例にて確認をすることになります。その上で、景観計画における審査をすることとなりますので、企業ロゴ等の屋外広告物については、周辺の景観に配慮して頂くよう誘導を行っていくものと考えております。</p>
吉澤委員	<p>企業としては、外観に大きな企業名を設けたいというのが企業側の考えだと思います。</p> <p>最近ではデザインと一緒にしているような企業名もあるなかで、例えば、最高高さ20mの建築物に高さ19mの位置へ強調色の割合5%を超えるデザイン性のある企業名が設けられた場合、どのような規制がかかるのでしょうか。</p>
事務局	<p>企業ロゴ等、屋外広告物条例で確認をする屋外広告物について、景観計画においては配慮事項で示しているように、規模の集約等の指導を致します。次に色彩につきましては、現在提示させて頂いているように、アクセント等ができるだけ目立たなくなるような基準を検討しております。</p> <p>本日の議事におきましては、今後の三ヶ島工業団地における大規模建築物の立地を見据えて、関係者への意見聴取も予定しており、まずは市として考えている基準を提示させていただいたということで、ご理解いただければと思います。</p>
藤村会長	<p>ここで一度整理をしたいと思います。</p> <p>これは、委員の皆様から屋外広告物の大きさに対して基準を明示するべきではないかというご意見を頂いたということによろしいでしょうか。</p> <p>—異議なし—</p>
藤村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
近田委員	<p>所沢市の景観基準の1つとして、「みどり」と据えておりますが、「みどり」とは具体的に何を示すのでしょうか。季節によってもみどりの色が変わりますし、常緑樹と落葉樹でも違います。色々なみどりがありますが、その中で都市部のみどりというのは、常緑が多く、黒っぽい色がほとんどだと思っています。それに対して、田畑が多い田園都市部については、春</p>

	<p>になれば黄緑のフレッシュなみどりが主になると思います。このようにみどりの幅が広いものを色彩基準の元として据えてしまうことが気になります。都市部と田園都市部でみどりの感じ方が違ってしまうことは当然だと思います。都市部ではみどりが少しずつ点在しており、田園都市部ではみどりが多くあります。このように少ないみどりと多くあるみどりをどのようにしていきたいか考えたとき、「みどり」を景観の基準にすると判断が難しいのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>また、都市部については、「みどり」を基準にした景観の基準ではなく、都市としてどうしたいのかという方向で考えたらよいのではないのでしょうかという感想です。</p>
藤村会長	<p>ご意見・ご感想ありがとうございます。</p> <p>論点としては、商業系市街地景観ゾーン、住居系市街地景観ゾーン、農地・丘陵地景観ゾーンにおける「みどり」の扱いを同様と考えるのか異なると考えるのかということになりますが、ご意見がございましたでしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>所沢市の景観計画は、「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」となっておりまして、「ひと」の景観活動と所沢市の特徴である「みどり」を重要とした計画となっております。</p> <p>ご意見のとおり都市部にある設えられたみどりと狭山丘陵にあるみどりでは違いがあると思います。そのことを踏まえて今回、色彩専門の業者による調査結果を基に、商業系市街地景観ゾーン、住居系市街地景観ゾーン、農地・丘陵地景観ゾーンの各々のみどりと調和するような色彩基準としております。</p>
藤村会長	<p>先程、吉澤委員からご質問のありました資材置き場について、ご説明して頂いてもよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>吉澤委員からご質問を頂いております、みどりがまとまっている環境内にある資材置き場に対し、行政としてはどのような対応をしているのかという質問についてご回答致します。</p> <p>市としましては、法令違反等については、違反パトロール等を行い指導等の実施をしております。また、所沢市街づくり条例において、一定規模の資材置き場や建築物が建築できない敷地の売買等においても届出を提出するよう指導しているところでもあります。どちらにおいても、周辺のみどりと調和するように配慮をして頂く等の景観に対する誘導までには至っていないことから、市としても景観の大きな課題として捉えておりますので、今後、検討を図って行きたい項目の1つと考えております。</p> <p>なお、三ヶ島工業団地が令和5年10月に市街化区域に編入され、今後、</p>

	<p>土地区画整理事業が開始され、造成後には建築行為が開始されることを見据えまして、先行して三ヶ島工業団地の色彩基準と配慮事項の検討を進めさせて頂いております。</p> <p>併せて色彩基準が専門的な内容であり、景観計画の策定から10年が経過していることを考慮し、現行の色彩基準の見直しも平行して進めているところであります。</p>
藤村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>補足をさせていただきます。</p> <p>既に資材置き場の景観については、景観審議会委員の方々より、農地・丘陵地景観ゾーンの中で目立ってしまっていることから懸念事項としてご意見を頂いております。</p> <p>現在は産業系団地の創出に併せて、産業系大規模建築物の色彩基準及び配慮事項を優先して進めておりますが、今後は他の課題と併せて引き続き検討を進めて参ります。</p>
藤村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p> <p>—特に意見なし—</p>
藤村会長	<p>産業系大規模建築物の検討もありますが、景観の問題として産業系の資材置き場等の工作物においても検討が必要でありますし、また、土地利用や立地の問題としても検討課題の1つと考えられるので、引き続き検討を進めて頂ければと思います。</p>
藤村会長	<p>今回は、景観計画の改定に向けた議論の1回目ということでお忙しいところお集り頂きました。</p> <p>平成23年に「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」が策定されまして、景観市民活動クラブや、とことこ景観資源というような運動型の景観計画を策定したことが所沢市の景観計画の特徴かと思えます。</p> <p>本日の改定についての議論では、基準の話となり、具体的な数値等の専門的な内容となってしまったと思えます。今日、ご発言頂けなかった市民委員様の中には、今後、景観計画の有り方等についてご意見がある方もいらっしゃるかと思いますので、意見用紙にご記入頂ければと思います。</p> <p>全体的にこの14、5年というのは、産業系大規模建築物の立地や所沢駅周辺の再開発、超高層建築物等の大規模建築物への投資の動きが所沢市で続いた時期であり、その動きに対して対応してきた期間だったと思いま</p>

す。

新しい連続性の動きとして、蔵作りの建物の連続がタワーマンションの連続に変わる、三富新田の屋敷林の連続が倉庫の連続へ変わる等、都市計画だけの問題ではなく、土地のオーナーや生業等の事業をどのように引き継いでいくのか、どう相続していくのかという課題の中での動きになっています。このような動きに対する対応を三ヶ島工業団地へどのように応用していくのかというところを審議されているのかと思います、新しい動きを考慮して基準の見直しをすることは大事なことだと思います。

一方で、本日の前半に審議をしました18、19ページにおいて、明度の基準を厳しくした場合の既存不適格建築物の件数について、詳細に調査をされていますが、既存基準との整合性についての調査としての意味ではよい調査であると思いますが、あるべき景観や理想的景観に対してN9.0を超えてしまって良いか、N8.5未満を目指しても良いではないか、ということに対する議論がもう少しあっても良いのかなと感じました。

例えばN8.5だと商業系市街地景観ゾーンでは、既存不適格の割合が大きくなるが件数としては少ないということなどをどのように考えるか、あるいは住居系市街地景観ゾーンであれば支障ないのではないかな等、このあたりは、色彩の機能論の話となりますけれども、もう少し多角的・複数の角度から検討をした上で、明度の上限を議論されても良いのかなと思います。今後、基準における細かな検討は事務局で検討して頂き、景観審議会委員の皆様におかれましては、次回も基準値における審議となりますので、景観計画の所沢らしい景観の有り方、特に、景観市民活動クラブ、とことこ景観資源、景観拠点をどうしていくのかについても議論して頂ければと思います。

また、民間の大規模建築物の景観だけではなく、公共建築物の景観を市としてどうしていくのかについても検討を進めて頂き、議論ができればと考えております。

藤村会長

その他いかがでしょうか。

杉山副会長

先程、「みどり」についても、色々なみどりがあるとの話がありましたが、色彩の調査をしておりまして日本各地のみどりの調査も実施しております。その1例としては資料30ページに記載のマンセル値となります。

また、人間の生理的機能の参考として「食欲」というと、赤や黄色は食欲が沸きますが、たとえば旅館等で鍋を温める際に使われる燃料は青色のものを使用していると思います。これは、青色は口にはいけないと人間が本能的に判断する色であることから青色となっています。このように今後は、色について議論するうえで、市民の方にも参考となるような資料を用意できたらより良い議論ができるかなと感じました。

藤村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員のみなさまから質疑のありました所沢市ひと・まち・みどりの景観計画における「みどり」に関して、次回お考えがありましたらご説明して頂ければと思います。</p> <p>その他にございますでしょうか。</p>
事務局	<p>皆様から頂いたご意見に対して少し補足をさせて頂きたい事項が2点程ございます。</p> <p>1点目と致しましては、屋外広告物に対する面積や割合等の制限の有無について議論がありました。このことについては、埼玉県屋外広告物条例で壁面に対する割合の設定をしておりますことから、埼玉県屋外広告物条例において確認を致します。</p> <p>2点目と致しましては、先程、藤村会長よりご説明のありました建築中であります所沢駅西口の広域集客型商業施設においては、景観計画に沿って届出が行われており、現行の色彩基準に適合しておりますが、基準の見直しにあたり、参考にさせていただければと思います。また、西武球場前駅の近くにありますクリニックにおいても、届出が出されており、現行の農地・丘陵地景観ゾーンの基準値である明度8.5以下に適合しておりますので、ご審議の参考にして頂ければと思います。</p>
藤村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>所沢駅西口大型商業施設の建築においては、足場が外れてきておりますので無彩色の参考にご覧頂き、次回の審議会にてどのように感じたかご意見を頂ければと思います。また、西武球場駅前に建築されているクリニックの明度8.5が周辺のみどりと馴染んでいるか現地にて確認して頂ければと思います。</p>
藤村会長	<p>それでは以上をもちまして本日の議事は全て終了しました。</p> <p>皆様のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。</p> <p>厚く御礼申し上げます。</p> <p>それでは、進行を事務局へお返しします。</p>
事務局	<p>事務局より1点ご連絡致します。</p> <p>本日はお時間がなくご発言いただけなかった内容について、意見用紙にご記入がお済みの方は、事務局へご提出をお願い致します。</p> <p>また、後日意見用紙をご記入いただく場合は、本日中に様式をメールにて送付致しますので、2月15日（木）までにメール等でご提出くださいますようお願い致します。</p> <p>最後に、次回の審議会について、ご案内申し上げます。</p> <p>今回は、令和6年7月頃を予定しております。7月の審議会では、今回</p>

の皆様からのご意見と冒頭でもご説明させて頂きました三ヶ島工業団地周辺地区の方々のご意見を参考に、改めて既存3ゾーンの色彩基準及び産業系大規模建築物の色彩基準及び配慮事項（案）を含めた景観計画の改定案の提案をさせて頂きたいと存じますのでよろしくお願い致します。

こちらで議事は全て終了しましたので事務局より閉会のご挨拶をさせて頂きます。

本日は大変お忙しい中ご出席を頂き、また、長丁場の中、慎重にご審議を頂き、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第14回所沢市景観審議会を閉会致します。

ありがとうございました。